

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.2)	8条-1	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 設置許可基準規則第8条及び技術基準規則第11条 (新) 設置許可基準規則第8条及び技術基準規則第11条	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.2)	8条-20	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用 (旧) <u>置される電気配線は、発火した場合でも他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計</u> 安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。 ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料のしようが技術上困難であるが、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火炎にさらされることはなく、これにより他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生するおそれはないことから不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。また、金属に覆われたポンプ及び弁当の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設とする。  (新) 安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。 ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料のしようが技術上困難であるが、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火炎にさらされることはなく、これにより他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生するおそれはないことから不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。また、金属に覆われたポンプ及び弁当の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は、 <u>発火した場合でも他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</u>	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.2)	8条-64	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (5) 全域ガス消火設備 (旧) a. ハロゲン化物消火設備 (一部1号、2号及び3号炉共用) b. 二酸化炭素消火設備 (一部1号、2号及び3号炉共用) (新) a. ハロゲン化物消火設備 b. 二酸化炭素消火設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 4. 2）	8-本文-99	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 4. 2）	8条-68	以下の誤記を修正しました。 第10.5.3図の記載順番について「選択放出方式」と「単独放出方式」の記載を入れ替えました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 4. 2）	8-本文-48	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (b)セメント固化装置 （旧）また、 <u>セメント</u> 固化装置の周りは火災荷重を低く管理する。 （新）また、 <u>セメント</u> 固化装置の周りは火災荷重を低く管理する。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 4. 2）	8-本文-66	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (4)原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対策 （旧）互いに相違する系列の水平距離を6 m以上確保すること （新）互いに相違する系列の水平距離を6 m以上確保すること	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 4. 2）	8-本文-105	以下の誤記（図の名称の記載がない）を修正しました。（下線部参照） （旧）記載なし （新） <u>第10.5.3図 系統分離に応じた独立性を考慮した消火設備概要</u>	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 4. 2）	8-資2-20	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） 5.7. 原子炉停止後の除熱機能 （旧）なお、「主蒸気安全弁、主蒸気逃がし弁（手動逃がし機能）」は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉停止後の除熱機能に影響が及ぶおそれはない <sup>※</sup> 。 このため、「主蒸気安全弁、 <u>主蒸気逃がし弁（手動逃がし機能）</u> 」は  （新）なお、「主蒸気安全弁」は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉停止後の除熱機能に影響が及ぶおそれはない <sup>※2</sup> 。このため、「主蒸気安全弁」は	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 4. 2）	8-資2-5	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） 2.1. 運転状態の整理 （旧）モード1（原子炉の出力運転中）～モード6（燃料取出し完了まで） （新）モード1（原子炉の出力運転中）～モード6（燃料取出し完了） <u>まで</u>	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 4. 2）	8-別添1-資料2-本文-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8-資2-22	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） 5.11.安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 （旧）このため、加圧器安全弁（吹き止まり機能に関する部分） <u>上</u> については （新）このため、加圧器安全弁（吹き止まり機能に関する部分）については	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-別添1-資料2-本文-29	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8-資2-添付3-2	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） 3.1.室内温度評価方法 （旧）室内温評価では、構造体構成情報、 （新）室内温度評価では、構造体構成情報、	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-別添1-資料2-添付資料3-3	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8-資9-添付3-2	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）1,136,000リットル（1,136m <sup>3</sup> ）以上としている。 （新）1,136,000リットル（1,136m <sup>3</sup> ）以上としている。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-別添1-資料9-添付資料3-4	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8条-66	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） 第10.5.1図 消火栓設備系統概要図 （旧） <u>ディーゼル鼓動消火ポンプ</u> <u>エンジン駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）</u> （新） <u>エンジン駆動消火ポンプ</u> <u>ディーゼル駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）</u>	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-本文-102	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8条-42	以下の記載の統一による修正しました。（下線部参照） (4)原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対策 （旧）また、ガス消火設備を適用とした場合、原子炉格納容器内の自由体積は （新）また、ガス消火設備を適用とした場合、原子炉格納容器の自由体積は	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8条-29	以下の記載の統一による修正しました。（下線部参照） (a)原子炉格納容器 （旧）原子炉格納容器内に自動消火設備を適用とした場合、原子炉格納容器内の自由体積が （新）原子炉格納容器内に自動消火設備を適用とした場合、原子炉格納容器の自由体積が	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8条-本文-43	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8条-37	以下の記載について、女川の審査実績を踏まえ充実を図りました。（下線部参照） (1)凍結防止対策 （旧）凍結を防止するため、屋外の消火配管は凍結深さ（700mm×1）より深く埋設することを基本とする。ただし、地上化された屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。 （新）屋外に設置する消火設備は、泊発電所において考慮している最低気温-19℃まで気温が低下しても使用可能な消火設備を設置する設計とする。凍結を防止するため、屋外の消火配管は凍結深さ（700mm×1）より深く埋設することを基本とする。ただし、地上化された屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。屋外消火栓本体はすべて、凍結を防止するため、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通過状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水を可能とする地上式（不凍式消火栓型）を採用する設計とする。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8-本文-57	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8-資2-添付4-5	以下の図について、他条文の変更を反映した。 図-4 直流電源設備の遮断器とメカニカルインターロックによる分離	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8-別添1-資料2-添付資料4-6	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	8条-26	以下の記載について、女川の審査実績を踏まえ充実を図りました。（下線部参照） （旧）使燃料取替用水ピット室、補助給水ピット室、廃液貯蔵ピット室及び格納容器サンプポンプについては内部が水で満たされており、火災が発生するおそれはない。したがって、使燃料取替用水ピット室、補助給水ピット室、廃液貯蔵ピット室及び格納容器サンプポンプエリアには火災感知器を設置しない設計とする。 （新）燃料取替用水ピット室、補助給水ピット室、廃液貯蔵ピット室及び格納容器サンプポンプについては内部が水で満たされており、火災が発生するおそれはない。したがって、燃料取替用水ピット室、補助給水ピット室、廃液貯蔵ピット室及び格納容器サンプポンプエリアには火災感知器を設置しない設計とする。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-本文-34	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	-	差異理由の充実及び資料全体での記載の統一（半角および全角の整合等）をとりました。	資料全般

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	—	同上	資料全般
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.2）	—	全般的に資料の目次について整合をとりました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	—	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-別添1-資料2-本文-25	以下の誤記（図の名称の記載がない）を修正しました。（下線部参照） （旧）記載なし （新） <u>図-1 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却系のほう酸注入機能の系統概略図</u>	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-別添1-資料9-本文	以下の誤記（比較表泊発電所3号機名称）を修正しました。（下線部参照） （旧）女川原子力発電所2号炉 （新）泊発電所3号炉	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-別添1-資料9-添付資料3	以下の誤記（比較表泊発電所3号機名称）を修正しました。（下線部参照） （旧）女川原子力発電所2号炉 （新）泊発電所3号炉	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-別添1-資料9-本文	以下の誤記（2ページ目以降の表タイトルの記載がない）を修正しました。（下線部参照） （旧）記載なし （新）「大飯発電所3／4号炉－女川原子力発電所2号炉－泊発電所3号炉－相違理由」	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.2）	8-とりまとめた資料-8	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） No.18 （旧）なお、この固定式消火設備に使用するガスは、 （新）なお、この全域ガス消火設備に使用するガスは、	